

つくば市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に  
関する条例

平成29年6月30日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、つくば市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及びつくば市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、24人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、28人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年5月19日から施行する。

(つくば市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止)

2 つくば市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成3年つくば市条例第1号）は、廃止する。